

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月19日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第3号

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則（平成27年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（貸出数及び貸出期間）</p> <p>第14条 （略）</p> <p><u>（団体貸出し）</u></p> <p>第15条 <u>教育委員会が必要と認める市内の各種団体は、団体貸出しを受けることができる。</u></p> <p><u>2 第10条から前条までの規定は、図書資料の団体貸出しについて準用する。この場合において、前条中「10冊（コンパクトディスクにあっては、2点）」とあるのは「100冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 団体貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書（様式第9号）、貸出券、変更届（団体貸出・学校貸出用）（様式第10号）及び紛失届（団体貸出・学校貸出用）（様式第11</u></p>	<p>（貸出数及び貸出期間）</p> <p>第14条 （略）</p>

号)を使用する。

(学校貸出し)

第16条 教育委員会が必要と認める市内の小学校、中学校及び高等学校並びに豊橋市立くすのき特別支援学校及び豊橋市立家政高等専修学校は、学校貸出しを受けることができる。

2 第10条から第14条までの規定は、図書資料の学校貸出しについて準用する。この場合において、第14条中「10冊(コンパクトディスクにあつては、2点)」とあるのは「300冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。

3 学校貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書、貸出券、変更届(団体貸出・学校貸出用)及び紛失届(団体貸出・学校貸出用)を使用する。

(特別貸出し)

第17条 第13条から前条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が必要と認めた場合は、特別貸出しをすることができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(貸出しの停止)

第18条 (略)

(資料の複写)

第19条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書(様式第12号)を教育委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特別貸出し)

第15条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が必要と認めた場合は、特別貸出しをすることができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(貸出しの停止)

第16条 (略)

(資料の複写)

第17条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(他の図書館との相互協力)	(他の図書館との相互協力)
<u>第20条</u> (略)	<u>第18条</u> (略)
(遵守事項)	(遵守事項)
<u>第21条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第22条</u> (略)	<u>第20条</u> (略)

様式第9号中「第17条」を「第19条」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第8号の次に次の3様式を加える。

様式第9号（第15条、第16条関係）

団体貸出券・学校貸出券交付申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 豊橋市教育委員会 様 申請者 住所 (代表者) 氏名 貸出券を交付してください。			
団体名 ・学校名		※利用番号	
代表者氏名		※住所コード	
電話番号		郵便番号	
小学校区名		※校区コード	
団体の 活動状況		団体構成員	人
摘要			

備考 ※印欄は、記入しないでください。

様式第10号（第15条、第16条関係）

変更届（団体貸出・学校貸出用）

年 月 日

豊橋市教育委員会 様

申請者 住所
(代表者) 氏名
電話

次のとおり変更がありましたので届けます。

区 分	新	旧
団体名・学校名		
代 表 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

様式第11号（第15条、第16条関係）

紛失届（団体貸出・学校貸出用）

年 月 日

豊橋市教育委員会 様

申請者 住所
(代表者) 氏名
電話

貸出券を紛失しましたので届けます。

紛失理由 及 び 紛失年月日	
----------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。